

-- 三 軒 協 定 --

三軒からできる身近な景観づくりを始めませんか



市内の三軒協定認定地区

三軒協定とは…

隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、イルミネーション、外壁塗装等、景観づくりを協力して行う制度です。市の認定を受けた地区には費用の一部を補助します。戸建て住宅だけでなく、共同住宅や商店等でも利用できます。

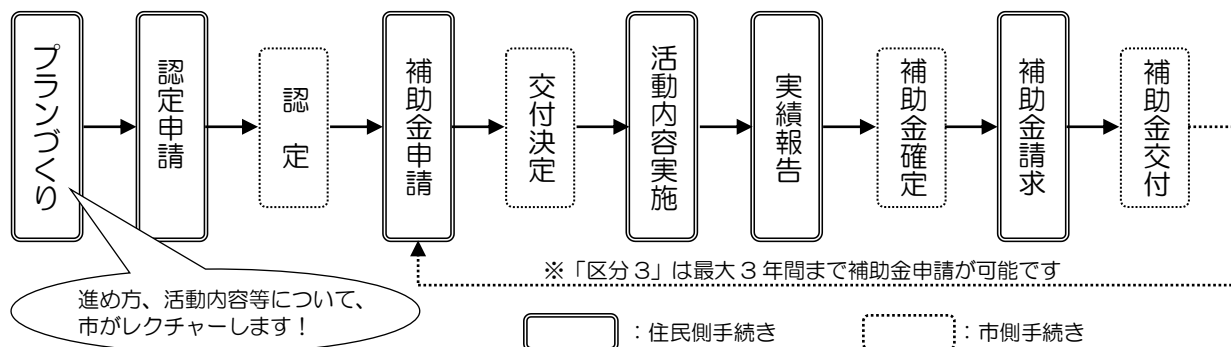
区分	補助対象経費	補助率	限度額
1	建築物の外壁塗装、修繕工事等に要する費用	1/2	50 万円
2	門・塀・柵・花壇の築造、改造等に要する費用	1/2	30 万円
3	花・苗木等の植栽、イルミネーション等の設置に要する費用	1/2	10 万円

※・区分 1 は既存と同色への塗替え等の維持管理は対象外です。

・区分 3 は最大 3 年間まで利用可能。

・補助金の限度額は 1 協定あたりの金額です。

○進め方



○認定要件

- ・景観に寄与すること
- ・通り（道路）から見えるところの活動であること
- ・3軒以上で協定を結ぶこと
- ・連続する3軒以上のまとまりを形成している区域を対象としていること
- ・協定の適正な実施運営が期待できるものであること
- ・公益上の支障がないこと

○景観づくりの事例

- ・季節に合わせたガーデニング（区分3）



- ・イベント等に合わせた装飾やイルミネーション（区分3）



・その他

- ・三軒の色彩の調和を図り、外壁塗装を実施。（区分1）
- ・周辺景観と防犯性を考慮し、生垣を木調格子柵に変更。（区分2）



ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください！！

【お問い合わせ先】
戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当
TEL：048-441-1800(代)（内線 320）

